様式第３号（第６条関係）

**公園地域パートナー事業委託契約書**

収　入

印　紙

１　委託業務名

２　履行場所

３　履行期間　　自　　　　　　年（　　　　年） 　月 　日

至　　　　　　年（　　　　年） 　月　 日

４　委託料の額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　￥-）

５　委託業務内容　　別冊の仕様書及び図面のとおり

６　契約保証金　　免除（熊本市契約事務取扱規則第２２条第２項第　　号による）

　上記委託業務について、委託者　熊本市と受託者　 　とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約成立の証として、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　　年（　　　 年）　月　日

委託者　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市

印

熊本市長

受託者

印

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

２　設計図書に明示されていないもの又は設計図書に交互符号しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

２　受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

（業務の着手）

第４条　受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

２　受託者は、業務に着手したときは、遅滞なく書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

（調査職員）

第５条　委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

２　調査職員は、この契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1)　業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

３　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（現場責任者）

第６条　受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

２　現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

（業務の変更、中止）

第７条　委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第８条　受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して決める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（第三者に及ぼした損害）

第９条　受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、委託者に直ちに報告しなければならない。

（事故の場合の対処）

第１０条　受託者は、業務の履行について作業従事者に事故等が発生したときは、委託者に直ちに報告しなければならない。

（検査）

第１１条　受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に検査を行わなければならない。

（業務委託料の支払）

第１２条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（前金払の支払）

第１３条　受託者は、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような場合は、地方自治法施行令第１６３条及び熊本市会計規則第３７条の規定に基づき、その全額までについて前金払の支払を委託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があり、その必要を認めるときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第１４条　受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。

３　委託者の責めに帰すべき事由により、第１２条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（委託者の解除権）

第１５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（2）　その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

（3）　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと

認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１５条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）　前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

（受託者の解除権）

第１６条　受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

（1）　天災その他避けることのできない特別の理由により、契約の履行が不能になったとき。

（2）　委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

２　受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

（紛争の解決）

第１７条　この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争を生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

２　前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

（補則）

第１８条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。